

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

I. 基本活動

現状のままでは、平成 30 年度末に 3 千名を割り込む恐れのある会員数について、会存亡の危機との認識のもと、会員増強に取り組みます。具体的には従来の方法に加え、金融機関との提携による新規開業者情報の活用や高齢者向けサービスの充実などに努め、入会獲得とともに退会者の抑制を目指します。

一方、各種相談会において、高齢化や経済取引の複雑化などにより、著しく相談時間を必要とする会員が急増しています。そのため、基本的な記帳相談を 4 月から 10 月に限定し年間の事務量の平準化を図るとともに、応益負担の原則を取り入れた特別会費の導入を検討します。

また、e-Tax やダイレクト納付制度を含む ICT 化や、マイナンバーに代表される個人情報の管理に、会としての確に対応するとともに、会員本人にとっても有益な情報管理体制の整備に努めます。

そのため当会では、会員のみならず地域社会において信頼される会運営を目指し、四委員会を中心に次のような事業計画を推進します。

II. 事業計画

1 総務委員会

- (1) 会員数の減少に伴い組織のスリム化を目的に、理事の定員を 5 名減らす定款変更を提案する。
- (2) 白色申告者への記帳義務の導入に対応した集合・個別の記帳相談会を開催するとともに、従来の新規入会者や消費税課税事業者、青色申告特別控除(65 万円)利用者のための個別相談を基本とした相談体制を強化し、4 月から 10 月に月一回の土曜日受付を実施する。
- (3) マイナンバー制度に対応した専用 USB の普及とダイレクト納付制度の利用を推進するとともに、東京税理士会西新井支部の協力を得て e-Tax の利用拡大を図る。
- (4) 東京税理士会西新井支部による無料税務相談会や、弁護士による無料法律相談会、金融機関による無料融資相談会などを開催する。
- (5) 地域経済の活性化と産業の振興を目的に、足立成和信用金庫の会員限定サービス「足立区制度融資優遇金利制度」や、(一社)西新井法人会との提携事業「とことんあだち企業紹介サイト」の周知徹底を推進する。
- (6) 平成 28 年度に導入した決算・確定申告相談会の予約制度の改善と、中間決算相談会の充実を目指す。
- (7) 新元号への対応方法を検討する。

2 財務委員会

- (1) 中長期的な財政状況を考慮し、応益負担という観点から、決算・確定申告相談会の予約枠を追加利用する場合に特別会費を負担してもらうような方法を検討し、平成 31 年度からの導入を目指す。
- (2) 「固定資産税と都市計画税の軽減措置の継続」に代表される税制改正運動を、(一社)東京青色申告会連合会と連携を図りながら積極的に推進する。
- (3) 税を考える週間を中心に、官公庁や西新井納税六団体などの友誼団体と協調して、租税教育の推進に努める。
- (4) 入会パンフレットやクロネコDM便などを活用して、各種会員サービスの周知を図ると同時に、収益事業の収入増加を実現する。また、収益事業利用者へのハード、ソフト両面からの還元策を検討する。
- (5) 高齢化を原因とする記帳困難者への対応の一環として、記帳支援サービスの一層の利用拡大を図る。
- (6) 春は会主催による税制改正勉強会を、秋は支部主催による地区別勉強会を開催し、女性部主催では終活に関連する勉強会を開催する。

3 組織委員会

- (1) 会員の高齢化を理由とした退会の防止策を検討する。
- (2) 足立成和信用金庫や日本政策金融公庫と連携して、接触が困難な新規開業者への青色・入会勧奨を推進する。
- (3) 青色申告普及という公益活動の一環として、西新井税務署の青色コーナー運営に全面的に協力する。
- (4) マイナンバー制度の負担が軽い当会の相談体制や、準会員制度のメリットを積極的にアピールして入会勧奨を行う。
- (5) 全体の会員数が減少する一方、西新井税務署管轄外の会員数が増加する現状を考慮して、支部制度の改編を前提に、勉強会や役員会などの合同開催を拡大する。
- (6) 紙媒体以外の広報手段について利用を拡大するとともに、重高齢社会に対応した会報やホームページを検討する。
- (7) 税を考える週間や確定申告時期を中心に官公庁や西新井納税六団体などとの協調を強め、効果的な広報活動を行う。
- (8) 女性部の事業展開と部員獲得に積極的に協力するとともに、本部役員への女性登用を積極的に行う。

4 特別委員会

- (1) 会活動と法令遵守を明確化するために、コンプライアンス・ポリシーの改善を行う。
- (2) 申告書用紙の送付縮小や、マイナポータルの利用拡大などに代表される税務行政の変化に対応した事業活動の検討を行う。
- (3) 各委員会の協議に必要な情報収集に努め、特に参考となる他の青色申告会の活動状況を研究する。